

発議案第39号

消費税増税10%引上げの中止を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成30年11月20日

八千代市議会議長 西村幸吉 様

提出者	八千代市議会議員	堀口明子
賛成者	八千代市議会議員	植田進
	同	伊原忠
	同	三田登
	同	原弘志
	同	橋本淳

提案理由

国に対し、2019年10月からの消費税10%への引上げの中止を強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

消費税増税10%引上げの中止を求める意見書

国民の暮らしや地域経済は今、大変深刻な状況である。増税と、年金カット・医療・介護などの社会保障費負担増、賃金低下、物価上昇の三重苦の下で、これ以上節約するところがないと悲鳴が上がっている。

厚生労働省が発表した全労働者の実質賃金は、平成29年度まで7年連続で減少している。個人消費も前年同月比3.9%減で、4年連続で減少している。

また、日銀事務局によれば、全国で35%の世帯が無預金とのことである。全国の生活保護受給者は平成29年度で164万世帯214万人が受給しており、暮らしは苦しくなる一方である。可処分所得には消費税がほとんど課税されており、消費税は生活費課税である。

ところが政府は、2019年10月からの消費税率10%への引上げを、飽くまで行う姿勢を崩していない。税率10%への引上げで1人当たり年間2万1,500円、1世帯当たり（4人家族）8万6,000円の増税という試算も出ている。このような状況で消費税を引き上げれば、税率が5%から8%になったときの大不況が再来することは明らかである。

加えて、税率の引上げと同時に実施を狙う軽減税率には、重大な問題がある。飲食料品と週2回以上発行の新聞代は税率8%に据え置かれるが、運送費や加工費、広告宣伝費などは、10%に値上がりする。また8%と10%の線引きは単純ではない。そして、2023年に導入されるインボイス（適格請求書）制度は、地域経済を担う中小業者にとって大きな負担となり、免税業者が商取引から排除されるという重大な問題がある。そもそも消費税は、所得の少ない人ほど負担が重く、貧困と格差を拡大する根本的な欠陥を持つ税制である。日本国憲法は、応能負担原則にのっとりた税制の確立を要請している。

今必要なことは消費税増税ではなく、税金の集め方、使い方を見直し、大企業や富裕層を優遇する不公平税制を正すことである。軍事費や不要不急の大型公共工事への歳出を減らし、暮らしや社会保障、地域経済振興に優先的に税金を使い、内需主導で家計を温める経済政策を行うべきである。

よって、本市議会は国に対し、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える2019年10月からの消費税10%への引上げを中止するこ

とを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年11月29日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

財務大臣様